

業務委託仕様書

1 業務名

備蓄物資保管業務（豊平川西側）

2 業務の背景・目的

札幌市では、「札幌市避難場所基本計画」に基づき、地震及び洪水等の災害用の備蓄物資を保管する防災備蓄倉庫を、豊平川の東側、西側の2か所に設置している。

しかし、現在の防災備蓄倉庫は、廃止した公共施設を転用しており、災害時に速やかに物資の搬出ができないこと、感染症対策等のため備蓄物資の種類や量が増加していること、浸水想定区域に位置していることなどから、防災備蓄倉庫の在り方や必要面積等を見直す必要があった。

これらを踏まえ、令和7年2月、防災備蓄倉庫の設置場所や箇所数、施設規模に関する考え方を整理し、災害発生時に混乱することなく、備蓄物資を迅速に供給することを目的に、札幌市防災備蓄倉庫整備方針（以下「整備方針」という。）を策定し、今後は、既設民間倉庫を活用することに決定したところである。

本業務では、物資管理や輸送等の専門知識を有する物流事業者に対し、当該事業者が用意する倉庫での、食糧や生活用品等備蓄物資の保管、品質・用途に応じた適切な管理等を委託し、災害発生時、札幌市内の避難所に向けて迅速かつ効率的に物資を輸送するため、搬出体制を整備することを目的とする。

3 業務委託期間

契約日から令和10年3月31日までの複数年契約とする。（債務負担行為設定）

4 善管注意義務

受託者は備蓄物資の保管及び管理等について、入庫から出庫まで責任をもって行い、事故の防止に万全を期すものとする。

5 管理責任者等

- (1) 受託者は、本業務を実施するに当たって管理責任者及び現場担当者（以下「責任者等」という。）を定め、その氏名、緊急連絡先及び社員証（写）を委託者に報告するものとする。また、責任者等を変更したときも同様とする。
- (2) 管理責任者は、本業務の運用や計画を立案し、管理統括を行うこととする。
- (3) 現場担当者は、倉庫管理に精通した実務経験の豊かなもの及び物流に関する業務に実績を有するものを配置することとする。
- (4) 受託者は、業務委託期間内において、緊急時の連絡体制を確保するものとする。

6 業務内容

受託者は、受託者自身が用意した倉庫（自社倉庫だけでなく、受託者が賃貸借する倉庫でも可とする）において、委託者が調達した備蓄物資の保管を行う。保管に当たっては、在庫管理や輸送等に関する専門的な知見を最大限活用することにより倉庫内の最適化及び効率化を図るとともに、備蓄物資の情報を共有・更新できる体制を構築するものとする。

また、受託者と災害時協力協定を締結し、平時より、備蓄物資のデータ情報を一元

管理し、災害時には、物資供給におけるオペレーション及び配送等に専門知識を活用することで、災害時の物資供給の迅速性と確実性を向上させるものとする。

以下については、本業務の概要を示すものであり、業務の実施に際し、委託者と受託者とで十分に打合せを行うこと。

なお、受託者が、本業務の履行に関して必要とする経費（人件費、入出庫費、資機材費（パレットやラック、台車等）、倉庫維持管理費、各種保険料、印刷製本費、複写費、交通費、消耗品費（梱包用ラップ等）、通信費等）は、本業務委託料に含むものとする。

(1) 保管場所の確保

受託者は、平時は備蓄物資の適切な保管管理、災害時には迅速な物資供給を行えるよう、次の条件を踏まえて、倉庫を確保すること。

ア 倉庫機能

- (ア) 物資受入れ・仕分け・保管スペース付近までの大型車両(10t以上)での進入が可能。また、搬送車両の駐車、待機スペースがある。
- (イ) フォークリフト等の荷役用の資機材を保管している。
- (ウ) 停電時であっても作業可能
- (エ) 建築基準法に基づき新耐震基準・耐火性能を有する。
- (オ) 高温多湿とならない保管環境

常温、常湿とし、倉庫業法施行規則第3条に規定する「一類倉庫」の設備基準を満たし、備蓄物資を長期間安定的に保管することが可能なこと。

イ 立地

- (ア) 札幌市内に立地していること。
- (イ) 第一次又は第二次緊急輸送道路からアクセスが可能で、周辺道路は大型車両(10t以上)が行き交える環境であること。
- (ウ) 浸水リスクが低い立地であること。浸水区域内に立地している場合は、想定される浸水高以上の高さに保管できること。また、札幌市が指定する土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域内に立地していないこと。

※札幌市公式HP「災害危険個所図（ハザードマップ）」

https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/higoro/hazardmap/hazardmap_index.html

ウ セキュリティ対策

保管場所の出入口は施錠管理され、不正侵入を防止する体制となっていること。

(2) 既存防災備蓄倉庫からの備蓄物資の搬送（契約後から令和7年11月28日までに実施）

現在、備蓄物資が保管されている豊水備蓄倉庫（札幌市中央区南8条西2丁目）及び豊平川水処理センター（白石区菊水元町8条3丁目）から受託者が用意した倉庫へ備蓄物資の搬送を行う。受託者は、受託者自らが用意する車両により、積込み、搬出及び受託者が用意した倉庫への搬入を行うこと。

また、倉庫へ搬送する備蓄物資については、別添1「備蓄物資一覧」のとおりであるが、委託者による備蓄物資の購入状況等に応じて、物資量が増減する場合があります。

るため、臨機応変に対応できるようにすること。

実施日程については、契約後、速やかに委託者と協議を行った上で決定するとともに、事前に工程表の提出を行うこと。

(3) 食糧や生活用品をはじめとした備蓄物資の保管（契約期間通じて実施）

ア 保管

備蓄物資は、品目や賞味（使用）期限等ごとに、倉庫内の保管位置や積載方法を検討し、必要に応じて、パレットやラック等を使用した上で、保管を行う。

保管に当たっては、物資搬出入に係る効率や荷捌きスペース、倉庫内作業時の安全性等を考慮すること。

また、備蓄物資は、ストレッチフィルムで巻く等荷崩れ防止策を施した上で、倉庫に収納すること。

さらに、毎年度末（3月下旬）には、保管している備蓄物資の棚卸作業を実施し、在庫数量を確定させること。

イ レイアウトマップ

保管に当たり、倉庫内のレイアウトマップ（物資ごとの配置や個数を記載したもの）を作成すること。

また、備蓄物資の納品や廃棄等が発生する場合や、拠点倉庫内で備蓄物資の移動が発生する都度、上記レイアウトマップを更新すること。

ウ 在庫管理

備蓄物資の入出庫、配送等に係る情報を常に把握できるように在庫管理システム等により管理するとともに、同システムから出力される在庫情報を「備蓄物資データベース」として委託者が自由に閲覧及び更新できるよう、委託者が別途指示する形式（Excelファイル等）の電子データにより報告できるようにすること。

また、内閣府の「新物資システム（B-PLo）」の仕様を把握の上、登録用データ（CSV）の作成を行うこと。なお、登録用データについては、委託者が用意する。

(4) 備蓄物資の搬出入等（契約期間通じて実施）

ア 搬入（1年度に10日程度、1日あたり1～3時間程度、主に毎年1～3月頃）

委託者にて調達を行う備蓄物資について、受託者は納品の立会いを行い、納品当日、倉庫にて配置場所の指示やレイアウト整理等を行うこと。なお、納品検査のため、当日は委託者も同席する。

納品に当たっては、納品業者との間で、荷姿、物量、規格や納品日時等の調整が必要となるため、備蓄物資の契約が決まり次第、委託者から情報提供を行う。

イ 搬出（令和8、9年度に各30日間程度、1日あたり6時間程度、毎年6～8月頃）

委託者にて別途発注する「備蓄物資搬送及び回収業務」において、倉庫から備蓄物資を搬出し、各基幹避難所約310か所に搬送することから、受託者は、事前に搬送業者と協議を実施した上で、倉庫の開放を行うとともに、ピッキングの指示やレイアウト整理等を行うこと。

なお、上記業務の実施期間中は、賞味期限の確認（食糧のみ）をするとともに、搬出品目や数量のミスがないよう、当該業務の受託者とダブルチェック等を

行うこと。

ウ 入出庫全般

入出庫に当たっては、委託者が別途契約する業者と日程、方法等について、事前に十分協議し、委託者へ報告すること。また、事前に倉庫内のスペースや資機材、パレット等を確保し、円滑に作業が行えるよう準備すること。

さらに、車両やコンテナ等からの荷下ろし及び荷積みについては、別途契約した業者が行うこととなるが、効率良く作業が行えるよう協力すること。

なお、パレット等に乗せる備蓄物資の数量及び配置等については、荷崩れや破損等が発生しないように、別途契約した業者と十分協議をした上で、決定すること。

(5) 災害時の対応

ア 倉庫開閉等

災害発生時には、倉庫開閉や備蓄物資の搬出入の立会いについても、受託者が対応するものとする。また、委託者から受託者の緊急連絡先に対し、要請を行った後、24時間以内に対応できる体制を整えること。

また、札幌市内だけでなく、他地域で同様の災害が発生した場合も同様の取扱いとする。

ただし、受託者自身の安全確保を最優先とし、対応に応じられない事由がある時には、その旨を委託者に連絡すること。

なお、災害発生時、受託者が本業務の対応を行わなかった場合、その原因について故意又は重過失がない限り、責任を負わないものとする。

イ 出庫作業

備蓄物資の出庫に際し、事前に倉庫内のスペースやパレット等の資機材、フォークリフト等を確保し、円滑かつ効率的に作業が行えるよう準備すること。

また、受託者自らの車両で避難所等へ輸送を行う場合は、フォークリフト等を活用し、効率良く作業を行えるよう体制を整えること。

さらに、避難所等への輸送を、委託者が別途契約する輸送事業者が行う場合は、効率良く作業が行えるよう荷積み等に協力すること。

ウ その他

災害発生後、委託者の連絡員について、倉庫への立ち入りを許可すること。なお、連絡員は札幌市災害対策本部等からの指示事項を責任者等に共有する目的で、倉庫に立ち入ることとなるため、連絡員と出庫等に係る調整を諮るものとし、現場作業員への指示は、直接、責任者等が行うこと。

エ 災害時対応に係る委託料

上記ア～ウに係る荷役及び輸送等の実施に当たり、発生した費用については、委託者が負担するものとする。なお、委託者が負担する経費の価格については、双方協議の上、決定する。

(6) 業務における課題抽出及び改善提案、打合せ

原則として、月1回、在庫管理状況や作業実施結果等について、委託者に報告するとともに、以下の内容を打合せすること。

また、上記打合せ時に在庫管理システムから出力した備蓄物資データベース（CSV等）を提供すること。

- ア 備蓄物資の搬出入等を通して、在庫管理方法等について、より効率的な方法がある場合は、委託者に提案すること。
- イ システム管理の内容で、運用を円滑にする方法がある場合は、委託者に提案すること。
- ウ その他、必要に応じて、委託者と協議したい内容がある場合は、その内容について提案すること。
- エ 受託者は打合せ終了後、1週間以内に打合せ記録を作成し提出すること。

(7) 訓練への参加協力

委託者において、年1回、災害時の物資供給に係る実動訓練等を実施するため、訓練に参加する等協力を行うこと。

また、必要に応じて、自社内で災害時の対応に関する訓練や研修の場を設定すること。

(8) 業務の移管

次回の本業務契約時に受託者が変更となった場合は、備蓄物資を次回受託者の倉庫に移管する作業が円滑に進むよう協力すること。

7 業務の再委託

本業務は、原則第三者に再委託してはならない。ただし、備蓄物資の保管及び出入庫対応業務等の主たる部分以外の一部で、あらかじめ書面により承諾を得た場合はこの限りではない。

8 提出書類

(1) 着手時

- ア 業務計画書
- イ 業務工程表
- ウ 着手届
- エ 管理責任者等届

(2) 業務期間中

- ア 業務完了届
 - (ア) 新倉庫への備蓄物資搬送完了時
作業結果報告書とともに提出
 - (イ) 毎月末
作業結果報告書とともに提出
 - (ウ) 令和7年度
下記(3)成果品の「備蓄物資保管業務 令和7年度報告書」とともに提出
 - (エ) 令和8年度
下記(3)成果品の「備蓄物資保管業務 令和8年度報告書」とともに提出
 - (オ) 令和9年度
下記(3)成果品の「備蓄物資保管業務 令和9年度報告書」とともに提出

イ 請求書

(3) 成果品

- ア 新倉庫への備蓄物資搬送完了時
・作業結果報告書

※納期限 令和7年11月28日

- イ 毎月末
 - ・作業結果報告書
 - ・在庫管理システムから出力した備蓄物資データベース
- ウ 令和7年度
 - ・備蓄物資保管業務 令和7年度報告書
 - ※納期限 令和8年3月31日
- エ 令和8年度
 - ・備蓄物資保管業務 令和8年度報告書
 - ※納期限 令和9年3月31日
- オ 令和9年度
 - ・備蓄物資保管業務 令和9年度報告書
 - ※納期限 令和10年3月31日
- カ 随時
 - ・各項において受託者が作成した資料等一式
 - ・本業務に関して受託者が調査・取得した資料等一式
 - ・打合せ記録一式
 - ・その他委託者より指示のあった資料等
 - ・上記の原稿、データ等を収録した記憶媒体（DVD-ROM等）

9 委託料の支払い

受託者は、新倉庫の運用開始月より、毎月末、委託者に対し、作業結果報告書及び備蓄物資データベースを提出し、委託者の検査を受けるものとする。

受託者は、上記検査に合格した場合において、委託者の指定する請求書により、当月分の委託料（初回のみ豊水備蓄倉庫から新倉庫への備蓄物資搬送料を含む）を請求するものとする。

委託者は、適法な請求書を受理したときは、請求があった日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

10 その他

- (1) 契約締結後、速やかに委託者と業務内容等の確認を行うこと。また、委託者の求めに応じて、業務に係る会議及び打合せ等に同席すること。
- (2) 受託者の責務において、業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (3) 受託者は、作業中における施設及び備蓄物資等の破損、汚損、紛失、盗難及び人的負傷等のないよう十分な作業管理を行うこと。
- (4) 上記(3)の事故等による損害が生じたときは、それを補償すること。
- (5) 業務履行期間中に受託者の瑕疵等により何らかの事故等が発生した場合は、必要な措置を提案し、委託者の了解、指示のもと、受託者の責任及び負担において速やかに復旧措置を行うこと。
- (6) 作業中における作業員の事故発生時の労災保険の適用は、受託者のものとする。
- (7) 受託者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上、適宜報告すること。
- (8) 受託者は、関係法令を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に

行うこと。

- (9) 不測の事態が生じた場合は、受託者は速やかに委託者に報告し協議すること。
- (10) 契約の履行に際し、受託者の責めに帰すべき事由によって、委託者又は第三者に損害を与え、又は権利の侵害を引き起こした場合は、損害賠償その他について、受託者の責任において処理するものとする。
- (11) 本業務の履行については、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、下記の環境負荷の低減に努めること。
 - ア 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
 - イ ごみ減量及びリサイクルに努めること。
 - ウ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすように努めること。
 - エ 自動車等を使用する場合には、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施等環境に配慮した運転を心がけること。
 - オ 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用するよう努めること。
- (12) 食糧の搬出入に当たっては、賞味期限が切れた製品ではないことを入念に確認すること。また、賞味期限が切れた食糧が発生した場合には、その取扱いに留意すること。
- (13) 本業務において知り得た内容については、外部に漏洩しないこと。
- (14) 業務内容に疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議の上、業務を遂行すること。
- (15) 成果品に関する権利は、全て札幌市に帰属すること。
- (16) 前各号に掲げる以外の事項については、その都度、委託者と協議すること。

11 担当課

札幌市危機管理局危機管理部危機管理課

(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎7階北)

避難支援担当 岡部、山口

TEL：011-211-3062 / FAX：011-218-5115